

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モザンビーク	食糧援助に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	970,000千円 H23. 3.31まで	H22. 3.26 マプトで (同日)	日本側 瀬川進在モザンビーク大使 モザンビーク側 エンリケ・バンゼ外務協力副大臣	H22. 4.13 207号
モザンビーク	森林保全計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文	森林保全計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	700,000千円 H23. 3.31まで	H22. 4.28 マプトで (同日)	日本側 瀬川進在モザンビーク大使 モザンビーク側 ソアレス・ニヤツカ農業大臣	H22. 5.17 247号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。